粕監発第　１４　号

令和２年８月６日

粕屋町長　　箱　田　　彰　様

粕屋町監査委員　山　田　重　徳

粕屋町監査委員　案　浦　兼　敏

令和元年度決算審査並びに定期監査の結果について

令和元年度の決算審査並びに定期監査を令和２年７月１４日から同月３１日にかけて実施しましたので、その結果について報告します。

総括的には、町長の施政方針に沿った職務が遂行され、事務事業の目的達成のために適正かつ効率的で、町民の福祉の向上を基本理念とした予算執行がなされています。

各課においては、概ね経費削減の取り組みや費用対効果の検証・向上に努められています。また、町の債権については、収納課を中心に徴収体制の強化が図られ、税・料金等の徴収率も上昇しており評価できます。

国民健康保険特別会計については、制度改革後２年目の収支は若干赤字になりましたが、今後は黒字に向けての取り組みに努力されるよう要望します。

また、監査期間中に指摘した事項については、鋭意調査並びに改善に努められたい。

細部については、さらに検討を要すべき次の事項を指摘・要望します。

記

１．　補助金の検証・見直しについて

補助金は、一定の行政目的を達成するため、特定の団体の活動に対して

交付されるものであるが、時の経過とともに行政目的、補助の必要性等も変化していくものである。

今回、これまでの指摘に対し、「まちづくり活動団体助成金」についての見直しが行われたことは評価できる。

今後とも、補助金の交付目的・団体の活動内容・補助金の算定・使途が適正であるか精査するとともに、その効果についても検証・見直しを行われたい。

２．　公有財産の適正な管理及び処分について

①　公有財産（普通財産）が不法に占有されている事例の改善がなされていない。不法な占有に対しては、早急に返還あるいは払い下げなどの手続きを取られたい。

②　公有財産（普通財産）の売却については、財務規則第190条では、「適正な時価による」と規定している。売却価格の決定にあたっては、十分な調査のもと、慎重な判断が必要である。

今回、内部の情報が共有されていないことなどにより、不適切と思われる事例が見受けられた。

早急に調査の上、措置の状況を報告されたい。

３．　顧問弁護士の活用のあり方について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、３月３日から小・中学校が休校となり、学校給食も中止となった。

これに伴い、㈱粕屋町学校給食サービス（SPC）に対し、学校給食提供に対するサービス購入費（維持管理運営業務委託料）の支払いに関する交渉が行われたが、顧問弁護士への相談もなく、担当者の判断のもとに交渉が進められており、学校給食センター建設に関する過去の教訓が生かされていない。

今後、顧問弁護士の活用のあり方について、検討されたい。

４．　内部統制制度の重要性について

本町は内部統制制度の導入は義務化されていない。内部統制とは、組織として事前にルールを定め、その通りに行い、事後的にチェックする仕組みである。したがって本町においても内部統制という用語は用いていなくてもそれに相当する仕組みは存在するはずである。

内部統制の整備によって事務手続の流れ、リスク、ルールの可視化が図られ、事務の効率化が進められるとともに、内部統制に依拠した監査が可能となれば、より一層監査の質を高めることができる。

本町においても内部統制制度を導入すべきである。

５．　効率化を急ぐ必要性について

役場としてやるべき仕事は確実に増加しており、また本年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、予期せぬ事態となっている。そのため職員の残業時間が増加しておりその健康状態も心配されるところである。

そこで役場全体でより一層の業務の効率化を図るとともに、RPA などの ICT 技術の導入を進めて業務の効率化を図っていただきたい。

６．　想定外の事態にも適切に対応できる体制の確立について

本年度は新型コロナウイルスの影響で３月から各施設が閉鎖され、十分に住民サービスを提供できない事態となっている。しかし政府は国民に対しこのような事態を「新しい日常」と捉え、従来の生活様式からの変化を求めている。

新型コロナウイルスの感染拡大は全世界の人類にとって全く想定外の事態であったが、その中でも我々は生きて生活していかなければならない。役場としても出来る限りの住民サービスを提供し続ける必要がある。

目的達成を阻害する要因をリスクと捉えるならば、想定外リスクの発生を想定したリスク管理体制を確立すべきである。